

確定申告のお知らせ

年が明けると確定申告の時期になります。

節税のための熟考期間を頂きたいので、遅くとも**1月31日まで**に下記書類をご用意頂き、お預かりしたいと思います。

不足資料は後日でも結構ですので、1月中に一度、ご連絡もしくはご郵送下さいます様、宜しくお願い申し上げます。

- 決算に関する資料【帳簿・領収書・不動産管理表等】
- 譲渡に関する書類【契約書・領収書・購入時資料等】
- 株式に関する書類【年間取引報告書・**配当のお知らせ**】
- 源泉徴収票【給料・年金・配当等】（注1）
- 保険金計算書【平成25年中に保険の解約や満期がある場合】
- 保険料控除証明書【生命保険・地震保険・小規模共済等】
- 医療費領収書【保険の補填があった場合はその金額がわかるもの】
（介護費用は、一部が控除対象になる場合もあります。）
- 国民年金保険料控除証明書（注2）
- 国民健康保険料・介護保険料等の本年中の支払額（メモでも結構です。）
- 青・白色確定申告書（**昨年以前に電子申告された方は税務署から郵送されません。**）

その他

※ 扶養親族の異動、住所変更等があった場合はその旨をお知らせ下さい。

（注1）公的年金等源泉徴収票

1月中旬に発送される予定です。万一紛失された方は当事務所までご連絡下さい。

（注2）国民年金保険料を納付されている方へ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されています。



年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ながら **2013年12月28日（土）～2014年1月5日（日）**の間年末年始休業期間とさせていただきます。ご迷惑をおかけしますが、宜しくお願い申し上げます。

すまい給付金制度がスタートします。

平成 26 年 4 月からの消費税率の引き上げに伴い、住宅取得者の負担を減らすことを目的として“すまい給付金”制度が始まります。

すまい給付金とは、消費税率の引き上げ後に住宅を取得した方へ収入額と取得持分に応じて、給付金が支払われる制度です。新築住宅だけでなく中古住宅も対象となりますが、指定の検査を受けるなど住宅の品質や耐震性が確認できることが必要です。また、住宅ローンを利用せず現金で住宅を取得した方も対象となりますが、年齢が 50 歳以上で収入額の目安が 650 万円以下の要件があります。

給付額

=

給付基礎額

×

持分割合

↑

収入額の目安(都道府県民税の所得割額)によって決定

↑

不動産の登記事項証明書(権利部)で確認します。

収入の確認方法 | 市区町村が発行する課税証明書※1に記載される都道府県民税の所得割額で確認します。

※1. 発行市区町村により、名称が異なる場合があります。

消費税率 8% の場合

収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額
425 万円以下	6.89 万円以下	30 万円
425 万円超 475 万円以下	6.89 万円超 8.39 万円以下	20 万円
475 万円超 510 万円以下	8.39 万円超 9.38 万円以下	10 万円

※2. 神奈川県は他の都道府県と住民税の税率が異なるため、収入額の目安は同じですが、所得割額が上表と異なります。

消費税率 10% の場合※3

収入額の目安	都道府県民税の所得割額※2	給付基礎額
450 万円以下	7.60 万円以下	50 万円
450 万円超 525 万円以下	7.60 万円超 9.79 万円以下	40 万円
525 万円超 600 万円以下	9.79 万円超 11.90 万円以下	30 万円
600 万円超 675 万円以下	11.90 万円超 14.06 万円以下	20 万円
675 万円超 775 万円以下	14.06 万円超 17.26 万円以下	10 万円

注：現金取得者の収入額(目安)の上限 650 万円に相当する所得割額は 13.30 万円です。
 ※3. 平成27年10月1日に消費税率が10%に引上げられた場合のすまい給付金については、平成25年6月26日に行われた与党合意を踏まえたものとする予定です。

収入額の目安は、扶養対象となる家族が 1 人(専業主婦、16 歳以上の子供など)の場合をモデルに試算した結果です。

実施期間：

消費税率の引上げが始まる平成 26 年 4 月以降に引渡された住宅から、平成 29 年 12 月までに引渡され入居が完了した住宅を対象に実施される予定です。なお、消費税率 5% が適用される住宅は給付対象外です。

平成26年4月 平成27年10月 平成29年12月

消費税率※ (引渡時期)
 ※経過措置が適用されるものは除く

すまい給付金制度

スタート
平成26年4月以降に引渡される住宅から(消費税率5%が適用されるものは除く)

終了
平成29年12月まで引渡され入居が完了した住宅まで

対象となる主な住宅要件：

- ・ 引上げ後の消費税率が適用されること
- ・ 床面積が 50 m²以上であること
- ・ 第三者機関の検査を受けた住宅であること 等